

令和7年度東北ブロック相談支援従事者主任研修実施要領

1 目的

地域の障がい児者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について習得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題について協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成することを目的とする。

2 実施主体

岩手県、青森県、秋田県、山形県
(令和7年度は岩手県を幹事として実施する)

3 研修事務局

一般社団法人岩手県社会福祉士会（事業受託者）

4 受講対象者

相談支援従事者現任研修の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等（指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業をいう。以下同じ。）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて相談支援専門員として従事した期間が、通算して3年（36 か月）以上（管理者として兼務した期間も算定できます。）であり、市町村から推薦を受けた者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- ① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- ② 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- ③ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であること。

5 研修日程・会場

日時及び会場は次ページのとおりです。

なお、2月6日（金）のみ会場が異なりますので御注意願います。

※会場や日程の変更等が生じた場合は改めてお知らせします。

【研修会場】

講義	令和 8 年 2 月 3 日（火）9：30～17：10	岩手県水産会館 5 階 大会議室
講義	令和 8 年 2 月 4 日（水）9：00～17：15	4 日、5 日、7 日→岩手県水産会館 5 階 大会議室 6 日→トーサイクラシックホール岩手 第 2 会議室
・	令和 8 年 2 月 5 日（木）9：00～17：15	
演習	令和 8 年 2 月 6 日（金）9：00～17：15	
	令和 8 年 2 月 7 日（土）9：00～15：05	

＜参考：会場の住所・連絡先＞

○岩手県水産会館

- ・住所 岩手県盛岡市内丸 16－1
- ・TEL 019-623-8141

○トーサイクラシックホール岩手

- ・住所 岩手県盛岡市内丸 13－1
- ・TEL 019-624-1171

6 研修カリキュラム

詳細は受講決定後にお知らせします（事前課題あり）。

7 受講申込

(1) 申込方法

受講に関する申込等については、以下のとおりです。必ず郵送により申し込み願います。申込期限以降に到着した場合や書類の不備については、いかなる理由でも受付対象外としますのでご了承ください。なお、送付された申込書の返送は致しません。

- ・別紙 受講申込書（P 1～2）及び市町村推薦書（P 3）、返信用封筒の提出
（返信用封筒には、個人ごとに住所とあて名を記載し、110 円切手を貼付すること。）

(2) 申込期限

令和 7 年 12 月 8 日（月）郵送必着

(3) 申込先

一般社団法人岩手県社会福祉士会

〒020-0816 岩手県盛岡市中野 2 丁目 16－1 SET ビル 3 階 A

(4) 申込に係る注意事項

- ・災害等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持って御来場ください。
- ・遅刻や離席（15 分以上）をした場合、欠席とします。（途中退席も 15 分以上は欠席とみなします。）
- ・書類様式を変更した申込は無効となりますので御注意ください。
- ・受講決定後の受講者の変更はできません。

- ・ 車椅子の利用、手話通訳の必要性等事前に配慮を要することがありましたら、申込の際に記入ください。なお、詳細を確認するため直接連絡させていただく場合があります。また、事前に申出がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができないことがありますので御了承ください。
- ・ 天候やその他の理由で研修の延期、中止または会場の変更、実施方法の変更となる可能性がありますので御理解の上お申込みください。
- ・ 提出された書類については返却いたしません。必ずコピーを取っておいてください。

(5) 受講料

14,000 円（受講料はいかなる理由があっても返金しません）

(6) 受講定員

58 名（岩手県、青森県、秋田県、山形県それぞれ 10～15 名を想定）

※ 定員を超えた場合、各県で選考を行います（先着順ではありません）。

(7) 受講決定

受講可否の決定通知は、令和 7 年 12 月 26 日（金）までに郵送で通知する予定です。ただし、応募状況及び選考状況により遅れる場合があるほか、選考結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、御了承ください。

(8) 事前課題

事前課題の詳細については、受講決定時にお知らせします。

(9) 留意事項

事前課題の提出がない場合、研修時間に遅れた者や受講態度等に問題があると事務局が判断した者は受講を認めないことがあります。

8 修了証書

全科目（講義、演習）を修了した方には岩手県知事による修了証書を交付しますが、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ・ 著しく受講態度が悪いと判断した場合（私語、居眠り、研修とは関係のない携帯電話・スマートフォンの使用等）
- ・ 定められた期日に課題等の提出がない場合
- ・ 研修内容の理解に欠け、獲得目標水準に達することが著しく困難と判断される場合
- ・ 上記のほか、事務局が修了要件を満たさないと判断した場合

9 個人情報の取扱等について

研修修了者名簿（修了証書番号、氏名、生年月日等）は、個人情報として十分な注意を払った上で実施主体の責任において一元的に管理します。

10 その他

- ・ 旅費等の研修にかかる費用は各所属において負担願います。
- ・ 研修の開催に際し変更があった場合には下記 URL（岩手県ホームページ）に掲載しますので、適宜御確認ください。

【岩手県公式 HP】

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/fukushi/shougai/jigyousha/1003978/index.html>

- ・ 当研修の受講者においては、各県で開催される相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修の講師、ファシリテーター等として協力を依頼する場合がありますので御協力をお願いします。
- ・ この研修に関する問い合わせは下記事務局までお問合せ願います。

【事務局】

一般社団法人岩手県社会福祉士会

〒020-0816 岩手県盛岡市中野 2 丁目 16-1 SET ビル 3 階 A

電話 019-613-5505 FAX 019-613-5506

【各県問合せ先】

青森県健康福祉部障害福祉課 住所 〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1 電話 017-734-9308 FAX 017-734-8092
岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 住所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 電話 019-629-5448 FAX 019-629-5454
秋田県健康福祉部障害福祉課 住所 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1 電話 018-860-1332 FAX 018-860-3866
山形県健康福祉部障がい福祉課 電話 023-630-2148 FAX 023-630-2111